

○松本市林業振興協議会設置要綱

平成7年9月4日

告示第315号

改正 平成13年3月30日告示第93号

平成17年11月30日告示第495号

平成18年3月31日告示第173号

令和3年3月26日告示第133号

(目的)

第1条 この要綱は、林業の健全な振興発展を図るため、松本市林業振興協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、林業の活性化、経営基盤の強化を図るため、次に掲げる事項について協議し、その推進を図るものとする。

- (1) 森林の施業に関する事。
- (2) 林業生産基盤の整備に関する事。
- (3) 林業の経営及び近代化に関する事。
- (4) 森林の利用に関する事。
- (5) 国土保全及び自然保護に関する事。
- (6) 林業者の組織化、林業後継者の育成及び林業関係団体に関する事。
- (7) その他林業に関し必要とする事項。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域林業者
- (2) 森林組合関係者
- (3) 学識経験者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、環境エネルギー部森林環境課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成7年9月4日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日告示第93号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月30日告示第495号)

この告示は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日告示第173号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日告示第133号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。